

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 5 日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

『気候風土適応住宅』の解説」の改訂と独自基準策定の支援について

平素より住宅・建築行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

この度、2022（令和4）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という）が改正され、また、気候風土適応住宅に関する省令・告示の改正が6月28日に公布されたことを受け、「『気候風土適応住宅』の解説」を改訂しました（別添1）。当解説では、所管行政庁が令和元年国土交通省告示第786号第1項第2号または第2項に基づき独自の基準を付加または定める（以下、「独自基準策定」という）場合の参考となるよう、建築物省エネ法における気候風土適応住宅の位置付けや、省令等の解説（2024（令和6）年7月1日時点の内容と2025（令和7年）4月施行の告示について併せて解説）を行うとともに、事例を紹介していますので、独自基準策定の際にご参考ください。

また、国土交通省では独自基準策定を促進するため、所管行政庁と共に取り組む事業者の取組を支援することとし、本日より募集開始します（別添2）。支援を希望される事業者は、本事業のご活用をご検討ください。

貴管内所管行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度まで実施しておりましたサステナブル建築物等先導事業（気候風土型）につきましては、本年度は実施しませんので、申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係員 棟口
電 話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39437）
メー ル：akioka-n2mw@mlit.go.jp muneguchi-k2nw@mlit.go.jp